



研究会風景

目 次

研究会 平成25年度食料・農業・農村白書をめぐって

司 会 秋山 満

報 告 堀口 健治

コメント 天羽 隆 八百屋市男

出席者 梶井 功 服部 信司 小林 信一 安藤 光義

.....(4)

シリーズ“東日本大震災・福島原発事故からの復旧・復興の今④”

富岡町での農業(水田)復興.....岡田 久典(36)

〔時評〕人口減少社会にどう備えるのか? (UMA) (2)

☆表紙写真 収穫の秋 編集部

「農村と都市をむすぶ」2014年9号(第64巻9号)通巻755

人口減少社会にどう備えるのか？



(一)

地方の人口減少や地域の活性化対策の司令塔として、安倍首相を本部長に「まち・ひと・しごと創成本部」(地方創成本部)がこの

九月にも発足する予定である。すでに準備室が内閣官房に設置され、各省庁でも予算獲得に向けて対策室を立ち上げてきており、秋の臨時国会の関連法案提出に向けた作業に入ったと報道されている。金融緩和、財政出動、規制緩和による成長戦略を柱とする「アベノミクス」の効果を全国に普及させ、地方版の「ローカル・アベノミクス」を策定することで、来春の統一地方選に備えた形だ。

しかし、本丸のアベノミクスにおいても、消費税増税に伴う景気後退が予想を上回り、四一六月期のGDP成長率は一・七%減少し、年率換算では六・八%もの落ち込みを見せた。また、賃金抑制の下での物価上昇により経済格差拡大に歯止めがかからず、その株価優先の成長戦略そのものに陰りが見えてきている。解釈改憲による集団的自衛権への強行も相まって、内閣支持率も一時の勢いを失いかけてきており、恩恵を受けているのは一部の大企業と都市部だけという不満がくすぶってきている。

(二)

今回の「地方創成」戦略の背景には、深刻な人口減少社会の長期見通しがある。国立社会保障・人口問題研究所の中期推計では、総人口は二〇五〇年に一億人を下回り、二一〇〇年には五千万人を割り込む予想だ。居住地域のうち、二〇五〇年には約六割の地域で人口が半減し、そのうち三分の一の地域が無居住地区となるという。高齢化も深刻だ。六五歳以上の高齢者割合は、現在の二三%、四人に一人から、二〇五〇年には三八・八%、二、五人に一人が高齢者となる。

日本創成会議・人口減少問題分科会提言では、出産可能年齢の女性に着目、人口の再生産力の指標から、「消滅可能性」のある自治体は八九六、全体の約五割に達するという衝撃的な予測を発表して、世間の注目を浴びた。特に、地方の人口減少は、東京の一極集中がその最大原因であり、「人の流れ」を変えらるとともに、当面の目標として出生率を現状の一・四から一・八へ上昇させるため、子供を産み育てる希望阻害要因の除去を国家戦略として強く提言している。

内閣府の経済財政諮問会議内に設置された「選択する未来」委員会の地域の未来ワーキンググループでは、七月に中間整理を発表、五〇年後に一億人程度の人口維持が必要と提言している。しかし、地方における「集約化・活性化・個性化」によるコンパクトな地域・地方中核

都市圏域の形成と、基盤産業である農業における六次産業化や観光農業等のサービス産業化を提言するのみで、その具体策に乏しい嫌いがある。地方創成の課題を自治体の再編整理に終わらせてはならない。

農山漁村の人口減少、高齢化は、都市部のほぼ一五年先を先行しており、将来の人口減少社会の姿をいわば先取りして示しているといえる。長期不況と国際化に伴う進出企業の撤退による雇用環境の悪化が若者の都市への流出を招くとともに、重要な地場産業である農業の地盤沈下が著しい。こうした中で、中山間地を中心に総戸数が一〇戸を下回る小規模集落や解体集落が増加しており、定住環境維持のための地域コミュニティの空洞化が深刻化している。このまま放置すれば、耕作放棄の蔓延とともに、地域の定住環境の確保すらが奪われ、山から里へと再生不能な地域が広がるばかりであろう。地方における地場産業と農業の再生の方向性こそが求められている。農水省内部においても、活力ある農山漁村作り検討会が立ち上がるとともに、農政審議会においても、基本計画見直しに関わる審議が進みつつある。農業と地域の再生に向けた本格的な議論が進むことを期待したい。

(三)

そもそも、東京の一極集中と地方の解体傾向は、これまでの経済成長優先の国家戦略の結果であり、表裏一体

のものである。規制緩和や制度いじりのみでは、問題の解決にはならないであろう。創成会議が提言するように、「人の流れ」を変え、こうした地域格差の是正を政策目標に置くならば、これまでの市場原理主義的な施策体系そのものの見直しが必要であり、アベノミクスそのものの見直し・修正が求められよう。子供を産み育てる「希望阻害要因の除去」も、これまでの福祉切り捨てから生活者にやさしい雇用・福祉環境整備への転換こそが求められよう。地方の時代を標榜し、自助・自立を求め、共助と絆の社会を美辞麗句で飾っても、現実の格差は埋めがたい。人口減少社会という危機的状況への対処は、国家戦略の根本的な反省からしか生まれないのではないか。

先頃発表された農林水産業・地域の活力創造プラン改訂版は、農商工連携や農業の輸出産業化を目指すとともに、農外企業参入を含む多様な担い手への農地集積を目指しており、農外資本に大きく門戸を開いた点が特徴である。その障害・岩盤規制として農協をはじめとする農業関連団体の見直しを目玉としているが、こうした方向の延長上に果たして定住型地域社会の再生が展望され得るのか、疑問なしとしない。同じく人口減少問題を抱える欧米等においても、非営利型の公共型法人の役割が見直されているという。市場主義による再編路線そのものが見なされる必要があるのではないか。

(U M A)

研究会

平成三十五年度食料・農業・農村白書をめぐって

秋山 それでは、恒例の白書の研究会を始めたいと思います。司会のほうは宇都宮大学の秋山で進めさせていただきます。



司会の秋山氏

きょうの研究会の進め方としては、お手元に資料が届いておりますけれども、早稲田大学名誉教授の堀口先生のほうから白書に関しての報告と質問を出していただき、その後、農水省からそれに関する答えを出していただくという形にして、その後、会場内でフリーディスカッションで進めていくという手順で進めたいと思います。時間的には一時間半から二時間程度ということ、少なくとも六時までには終わるような方向で進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、早速、堀口先生のほう

うからご報告をお願いいたします。

堀口 それでは、私から、できるだけ短目に話をさせていただきます。お配りしたのは四ページになっておりますが、梶井先生と堀口の質問事項、これは事前に農水のほうにお渡しして、きょう説明いただきます。それでは私のほうで先に質問事項も含めて全体をお話しさせていただきます。と思います。

私は、この白書をいつも楽しみにしております、ゼミなどでも学生に使うものですから、毎年じっくり読ませていただいています。

全体の印象としては、去年のものと比べ重さは減ってきたのですが、中身は、必要なところをカバーしているし、丁寧な形で、事例も含め述べられている。ただ、広辞苑によれば、白書は「政府の公式調査報告書」だということ。その観点からすると、特に第二章、梶井先生もそう

研究会出席者

(2014年7月15日 於：農林水産省)

司 会 秋山 満 宇都宮大学教授
報 告 堀口 健治 早稲田大学名誉教授
(農林水産省)

コメント 天羽 隆 大臣官房政策課長
八百屋市男 政策課情報分析室長

出席者 梶井 功 東京農工大学名誉教授
服部 信司 日本農業研究所客員研究員
小林 信一 日本大学教授
安藤 光義 東京大学准教授

という印象なのですが、構造分析のところでは突っ込みが足りない、もっと分析してほしいということを申し上げて、中身に入らせていただきます。

トピックスで詰めてほしい点

最初は、話題の和食の遺産登録です。書かれてあるように、四つの特徴というので、和食の評価は国際的には

高い。白書がいわれるとおりなのですが、では、日本の現在の食はどうかというと、むしろ和食そのものが日本でなかなか伸びない。あるいは、和食そのものが機会が減るし、値段も高いし、いわゆる簡便な食といえますか、コンビニが伸びる。あるいは今回の白書でもご指摘の高齢者の食事そのものもその方向に進んでいるという中では、和食の遺産登録はいいことだけれども、食の変化を日本自身がどうするかという課題があるのではないかと。最近アメリカで生活などしていると、すしパックが田舎のスーパーにも積み上げられるぐらいに、コールドチエーンが出来上がっている。彼らに和食というと、すぐにすしを挙げるぐらいに目の前に展開している。そういう意味では、日本はもとも弁当の文化といえますか、一膳、二膳とか、そういう文化がある中で、こういう簡便すぎるというか、外食とかを含めて食生活の形態が変わる中で和食をどう普及させるか、あるいは和食のエッセンスをどう維持するか、その重大さを食育でどう広めるか、こういう点が大事だと指摘しておきたい。

それから、四つの改革です。これは第二章以降の論点にもかかってきますけれども、特に中間管理機構への期待は大きい。目標として、担い手に八割を集中しようという場合のロードマップ、その具体的なことを知りたい。第二章にかかわりますけれども、中身をさらに詳しく知

りたい。

特に、管理機構が借りた上で、土地改良等に参加した、その土地を再リースするわけですが、リースした相手にどう負担させるかという問題がある。土地改良法上の三条資格者問題が依然として現場ではあり、特に都府県では、得喪通知が出ない限りは、ほとんど貸り手たる地主さんが組合員になっている。土地改良区のほうも、賦課金の滞納問題を考えると、あえて借り手に組合員をかえるということをしていないように思うのです。

そういう中で、今回の中間管理機構は、法律に従って、借り手が土地改良区の組合員になるという整理の仕方をして、工事に係る特別賦課金と水利費等に係る経常賦課金とを現場では分けて支払ったりしている。そういう中で、管理機構の場合、こちら辺をどう対応するかという問題があるというのをつけ加えていただきました。

さらに、四つの改革の中で飼料用米の伸びを期待しているわけですが、ここところも、始まってまだ時間がたっていないというところはあるのですが、飼料工場の国内の配置の問題等々があって、飼料用米の生産者と、実際にそれを使うユーザーとの連携をどうするかというようなことを含め伸びを期待できるか。

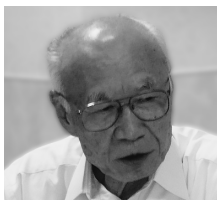
あるいは、前からの政策でありますけれども、需要の

ある麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化が、なかなか増えない要因は何かということを目指ひ触れていただきたい。「多収品種の開発普及」「一七ページのところのイメージ図ですけれども、今まで主食用の米をつくって、それを部分的に飼料用米に出すというのに対して、一七ページの図は、モミロマンとか、もちだわらとかという多収品種を別途つくって、それを飼料用米にすることにより作業ピークを崩し、水田の作付面積を伸ばすという大規模化ですね。

白書の後ろのほうに載っている、天皇賞を受賞された横田さんは、八十数ヘクタールを田植え機とコンバイン一台だけでやっている。そういう事例が出ている中で、この方式がさらに普及するにはどういう課題があるかというところを突っ込んで触れてもらうことが必要ではないのか。

梶井先生の質問事項では、もう少し細かいのが出ていまして、最初のトピックスにかかるところは、農業・農村の所得を一〇年間で倍増させるとした場合に、「農村の所得」という言葉は余り使われていないので、この中身は何か。

それから、米の直接支払交付金の果たしている役割、これは今まで論点のあるところですが、農地の流動化・ペースをおくらせる面があるのではないかというこ



報告する堀口氏

第一章の論点

第一章のところへ行きますと、世界の食料の需給関係を述べている。世界で三分の一も廃棄される

とから、今回の白書は廃止とあるけれども、第二章の七二ページの図2-1-5の流動化の流れからみると、そう読めないのではないか。

それから、一四ページですが、米は「諸外国との生産条件の格差から生じる不利はない」とあるけれども、これは関税を維持するという意味でそう述べられています。この場合、諸外国とはどこか、アメリカは入っているのかということをつけ加えておられます。

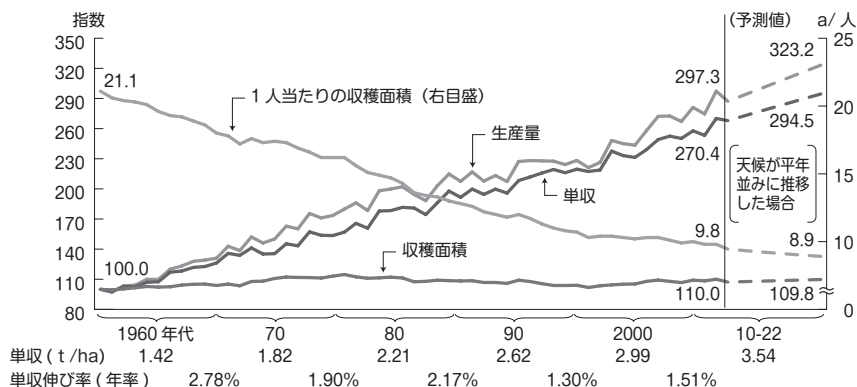
それから、堀口の場合も、一五ページのゲタ対策等、対象を全ての販売農家という民主党政権以来のところから、認定農業者等に対象を絞る場合に、これが農家数なり面積でどの程度絞られることになるのか。落ちてしまいうのが多くはないのか。ここら辺の見通しです。

それから、水田の利用を強化するわけですが、これも二〇ページの図をみていただくと、通年不作付地というのが一八万ヘクタールもあって、それを含めて水田全体の面積がカバーされるのですけれども、この中身は何かということです。

とか、日本が国際会議で貢献した「責任ある投資」という、一種の農地の争奪戦というような話題がメディアなどでも出ましたが、その場合の投資原則とか、食品のロス、安全・安心ということを多面的に触れておられる中で、私のほうから加えたのは、中国の飼料輸入の伸びについて大豆が激増していることは知られておりますけれども、とうもろこしを中心に飼料穀物のところに中国がどのくらい入ってくるのか。ここが一種のトラブルメーカーになると思うのですが、見通しなりに触れていたいたほうがいいのではないかと。

それから、食料自給率の低下に対してどうか。多分この後、食料・農業・農村政策審議会等でも議論されるようには聞いておりますけれども、一〇年後に供給熱量ベースを五〇%にする、金額ベースで七〇%にする。金額ベースはかなり近いですね。問題は、供給熱量ベースをどうするのか。片側で自給力という概念も出てきて、自給力は「むすぶ誌」でも前から検討しているのですけれども、自給力があることと、自給率が上がるということとは実は同じ方向の議論ではないのか。どちらがどちらというわけではないと思うのです。そうすると、この五〇%を達成する場合の自給力のあり方とか、国内生産力、国際関係、国際条約や備蓄も含めて、輸入力も規定されるのでしょけれども、ここは、なかなか基本計画でお

図 1-1-6 穀物の収穫面積、生産量等の推移と見通し



資料：USDA [PS&D]、国連 [World Population Prospects : The 2012 Revision]、農林水産政策研究所 [「2022年における世界の食料需給見通し」を基に農林水産省で作成 (平成26 (2014) 年3月末現在)]

注：穀物は、小麦、粗粒穀物 (とうもろこし、大麦、ソルガム等)、米 (精米) の計。

りに国内生産力が伸びない中でどう考えるべきかということをもう少し突っ込んで入れていただいたほうがいいというのが第一章です。

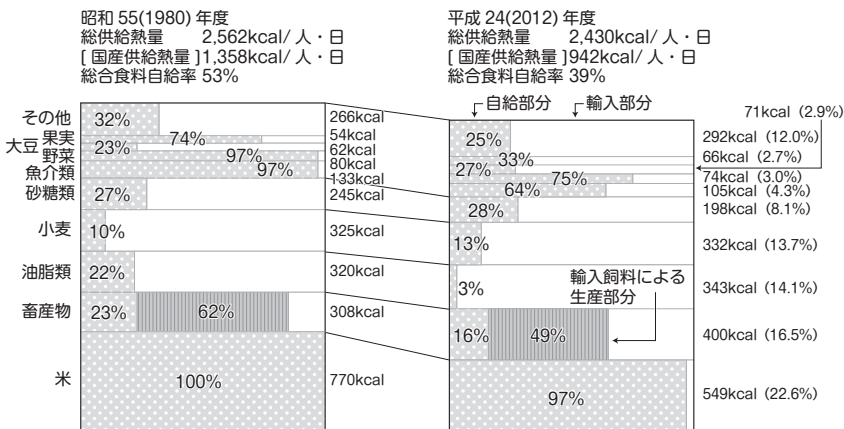
第一章は、梶井さんの質問では、**図1-1-6**で単収の伸びは鈍化するという見通しになっているというが、そう読めないのではないのか。率は低下するが単収の増量そのものは同じペースではないのか。

また、四一ページ**図1-2-2**ページで、PFCパランスの数字をとったのはなぜか。それから、四二ページのところは、主要品目生産数量と目標との乖離はなぜ生じているのかという説明が欲しいということです。

堀口のほうの第一章の一つは、飼料用とうもろこしのアメリカの比率が急速に落ちている。そのスピードの速さは知らなかったのですが、南米輸出国のリスクというのが書かれていて、脆弱な輸出インフラ等に起因するのですけれども、この中身は何かということを日本としても知っておく必要があるだろうということで、もう少し突っ込んでくれないかと。

二つ目は、やや僕の関心に傾斜したのですけれども、四九ページのコラムが割合おもしろいコラムで、食に対する意識が高い人は農業に対しても関心が高いということを示したところです。関心の一番高いところが必要しも意識が高いというわけではないのですけれど

図 1—2—2 食料自給率(供給熱量ベース)の品目ごとの推移



資料：農林水産省「食料需給表」
注：平成24 (2012) 年度は概算値。

構造分析の第二章

も、農林業に関心のある人は食に対する意識も強いという中で、これは直接関係するかどうかですが、最近、私どもの研究所などでやっているのは、農業は健康長寿産業だ。昔は農業をやっていると腰が曲がってしまうというのが、今はそうではなくて、農業をやること自体で長寿を迎えることができるという意味では、サラリーマンとえらく違うぞという中で、健康と農業とを広く結びつけての研究成果などを紹介するというようなことはどうか。

第二章はページ数も多いし、論点も多いところであります。一つ目は、耕作放棄地面積の増加です。これは共通の認識でありますけれども、この場合に、土地持ち非農家の性格等、供給側で説明しているだけではなくて、それを受ける人が、なかなかいない。受け手の大規模経営のほうにむしるこの時期積極的に借地を選別する。条件が悪いところはお返しをするとか、土地が出てきても借りないとかという側面に我々は相当注意を払う必要があります。あるいはしないかということです。そういう意味で、放棄地を土地改良し中間管理機構が提供するというだけではなくて、何か地域政策なり、その地域の農地を十分利用できるようなことを考える必要があるのではないか。

二つ目は、作付規模別の米の生産費、これを平均として一〇年間で四割削減しようということをうたっておりますけれども、ではどの項目でそれを削減しようとするのか。文章としては作業の平準化や省力化、品種の組み合わせ、農業機械の低コスト仕様化、肥料コストの低減、ICTの活用等々があるのですけれども、生産コスト四割削減の見通しをぜひ知りたい。片側で、当然ですけれども、増収する形でコストを下げるという場合に、この前、みつひかりという多収穫品種で、これは茨城で知ったのですけれども、一〇アール当たり一五俵期待しているのです。という中で、みつひかりだけではなくて、農業・食品産総研のあきだわらですか、一二〜一三俵いくのでしょうか、こういうことも入れながら、コストを下げるかということが読み手として期待したい。

さらに、小麦や大豆、畜産等の規模階層別分析が最近の白書ではずっと落ちてしまっ、お米についても全国一本だけで議論している。これはいかがなものか。やはり府県と北海道の大規模経営というのは相当違いますね。

それから、第二章では地球温暖化対策に農業がどう貢献するかということに触れておられる。共感するのですが、J-クレジットという日本独自のものについても、事例としてはまだまだ少ないと思うのですけれども、

この前聞いたのは、静岡のメロン農家がハウスの重油の加温機を木質に置きかえた。それをソーナが排出権として毎年買い取っているわけです。これはトン一、五〇〇〜一、六〇〇円の話聞いていたのですけれども、最近価値が下がっているのです、どうしているかなといううなことを含めて、まだまだ少ないかもしれないけれども、事例を知りたい。農業がCO₂を吸収するというようなところもぜひ紹介してもらいたい。これは第三章の再生可能エネルギーとの関連もあるうかと思ひます。

事前に出した質問書では、第二章の梶井先生のところは三点ありまして、基幹的水利施設に対する負担がどのくらいの重さになっているのか。あるいは、一〇三ページから一〇四ページにかけては学校給食の地場産食材使用率三〇％目標が達成できていないと書いてあるのですが、それはなぜなのか。もちろんその代わりではないと思うのですが、地場産達成が困難だから国産率といううな目標におきかえられているようにみえるけれども、どうかということ、リムーザン牛ということが出てくるので、後でお話があるうかと思ひますけれども、質問と、それから、飼料用米ですね。これは先ほどの堀口の指摘と同じ趣旨です。

それから、堀口の質問事項もあるのですが、一つ目は七十一ページの農業生産額と農業所得の図2-1-2で、

たしか農業所得は半額にこの二〇年間で落ちる、農業生産額は三割ぐらい落ちるのですか、その場合の寄与別というか、要因がいろいろあるので、要因の寄与度といいますか、どれが一番きいているのだということを分析する必要がありますのではないか。

二つ目は、耕地面積が減ってくるわけですが、これも、これが農地の転用等でも、あるいは放棄等でも減ってくるのですけれども、我々としては線引きをしながら農地を守っているはずなのですが、線引きをした農地、いろいろな種類があるのですけれども、その中でどこが落ちてきているのかということを示す必要がある。私が心配するのは、農振農用地区域内の最も守ってほしい農地のところで落ちてしまう。除外申請でどんどん落ちていってしまおうというようなことではないかということを含んでおります。

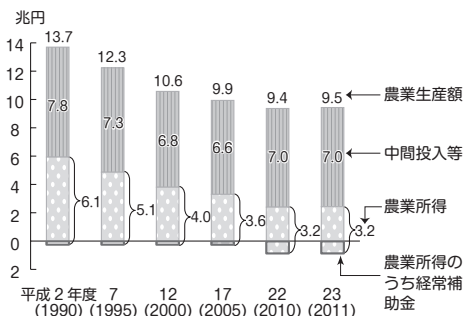
三つ目の農地中間管理機構は、先ほどご説明いたしました。

四つ目は、法人経営体の増大、あるいは八九ページの二〇歳代の女性就農状況。絶対数はわからないのだけれども、二〇歳代の女性就農の場合には農業法人に就職するというのが半分弱と。これは学生たちの動きをみても、農業に就職する場合は法人に雇用されて、その場合には、社会保険、厚生年金とかを考えているのだと思

いますが、そういう意味では、法人が増え、そこに雇われて入る、そのような意味での日本の農業の担い手というところの大きさといえますか、そこに技能実習生のような外国人も増えているのではないかと。ここら辺の大きさを示してもらいたいというものです。

五つ目は、JR九州グループの農業への参入は、事例の中で述べられているのですけれど

図2-1-2 農業生産額と農業所得(農業純生産)の推移



資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

注：「中間投入等」は、中間投入（生産に要した財（資材等）やサービスの費用）、固定資本減耗及び間接税の額の合計。

も、企業が直接農業生産法人をすぐにとれるわけではないので、JR九州の場合にはどういう形で入って、それなりの成果を上げているのかということ。

六つ目は、一〇五ページですけれども、農林漁業成長化ファンドの出資。これについても大きな期待があるわけですが、ご承知のように、この場合は出資のうちの半分以上は農林漁業者という規定をしておいて、そういう中で、6次産業化にかかわる資本の協力を求めるし、そこに国を含めて出資しよう等々、非常に重要なことです。が、八つの事例が既に出資支援が決定されたところけれども、どのような種類で、それに応じる農林漁業者、半分以上出資しますけれども、こちら辺の実態はどうかということでもあります。

七つ目は、一三一ページの果物の一人当たりの摂取量が落ちている。これはちょっと驚きで、国際的にみても、日本人の食べる野菜とか果物は必ずしも多いほうではない。こちら辺も大事な指摘ではないかということでもあります。

八つ目は、関係団体等の分析がややページ数が少ないと思うのです。農協の場合の准組合員の数との対比が問題になっているが一農家・一人加入に制限しているわけではないけれども、増えないという中で、准組合員の数を問題視するのはどうかということで、もし統計がある

ならば、一農家・一人加入の組合員というのはどのくらいの割合を占めるのかというのを事前に質問を出させていただきました。

第三章の論点

第三章は、多面的機能とあるのだけれども、最近の激しい地すべり等々、これは異常気象なり、あるいは林業のあり方にもかかわってくるのかもしれない。それから、鳥獣被害についても、特にシカの被害が主に増えていることがわかってきた中で、堀口の質問事項、中山間地域等直接支払は、これはこれで非常に大きな成果を上げていると思うのですが、六八万ヘクタールの農用地がその対象になっているけれども、これは本来対象になるべき農地のどのくらいの割合をカバーしているのだろうか。

私が幾つか中山間を回っている中では、今はちょっと違うのかもしれないですけれども、五年間ちゃんと農地として維持してないとお金を返さなければいかなというので、農地を指定するところで、危ないところは全部落としていたのです。趣旨が違っちゃないのというのだけれども、受ける側としては、後で補助金を返さなければいかなという意味では、ちゃんと五年後も維持できる確実な農地に絞って出すということがあって、どの

くらいカバーしているのだろうかというのが第三章のところであります。

第四章の論点

最後に、第四章は、東日本大震災からの復旧・復興に非常にページをとって正確に書いておられるので、勉強になったのですが、ここに加えさせていただくのは、除染の公共事業。というのは非常に遅れていて、堀口の質問項目と同じですけれども、その展開のスピードを知りたい。

この前、富岡町で、ようやくこの一月から除染が始まって、わずか一町二反ですけれども、田植えの応援に行ったのですが、周りは草ぼうぼうなのです。しかも、除染の土を入れた袋が山のように積み重なっている中の限られたところなので、除染のスピード等はどうかなのかということでもあります。

質問項目はたくさんになったのですが、白書としては、私も期待する中身ですので、ぜひこういう項目について対応いただければと思います。

今年の白書の性格

秋山 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、農水省のほうから今のコメントないし質問に関して答えていただくという順番で進めたいと思いますので、よろしく願います。

八百屋室長 私、政策課情報分析室長の八百屋でございます。白書の担当をさせていただいております。昨年の七月二日に辞令をもらって着任した日がちょうど去年のこの勉強会でございます。白書を熟読していただいて、厳しいご指摘をいただいている会ですので、きょうは勉強させていただこうと思ってまいりました。

まず私のほうから、ご質問いただいていた点につきまして、ざっとお答えをしていきたいと思います。

ことしの白書につきましては、冒頭、先生からありましたけれども、ページ数を減らしております。当初から、内部の意見でもそうでしたし、審議会とか党のほうでも、余り厚過ぎるのも読みにくいという話がありまして、中身ではなくて重さをちょっと軽くしようというのもあって、ページを削減というのは当初から念頭に置いてつくらせていただいております。

昨年などは分析等いろいろなところでたくさんしてあるわけですけれども、若干重なるようなところは書いていないという部分もございますので、ちょっと薄くなったところはあるかと思っております。

また、昨年つくっている最中に、官邸プランの政策の

見直しという作業がずっとされておりまして、それをどう反映させていくかというのが一つのテーマでありましたし、年が明けてからは、基本計画の見直しをやっておりますが、そこで検証作業がすすめられています。来年の白書にはこの検証結果を踏まえて記述ということになるかと思いますが、今年の白書では、重なるようなことはしていないということがございます。

農業・農村の所得の考え方

では、質問についてのお答えをさせていただきますと思います。まず、梶井先生のご質問のほうから順番に行きたいと思います。

最初に、農業・農村の所得の「農村の所得」とは何なんだという話かと思いますが、これは「農業・農村の所得倍増」というセットの言葉になっておりまして、いわゆる農家個人の所得に着目して、その倍増を目指すものとはなっていないことでございます。中身につきましては、農地集積等によります生産性の向上とか、流通の合理化等による農業所得の増大という部分と、加工、直売、観光業、医療などとの連携、6次産業化によります雇用賃金ということも踏まえた農村の関連所得の増大というものをあわせて、農業・農村の所得を今後一〇年間で倍増させるということを目指すというも

のであります。

現在、農業生産額は約一〇兆円、このうち農業所得については約三兆円。また、現在ではまだ限定的な取り組みになっております6次産業化の取り組みを含めて、現在の農業・農村の所得を三兆円程度と見込んでおります。これを一〇年で倍増しようということでございます。

流動化のペース等の見方

続きまして、米の直接支払交付金が流動化のペースを遅らせている面があるのではないかといういいぶりと、実際の実績をみると、流動化は着実に進展しているという記述もあるということでございます。これにつきましては、七二ページのほうのは長期でみておるわけですが、平成一七年の経営安定対策の導入決定以降の動きをみると、担い手の経営安定対策の導入前後の一八年、一九年についてはぼんと上がっていますけれども、これが戸別所得補償制度の導入前後の二一〜二二年は九万ヘクタールまで落ちている。それで、また上がってきているわけですが、そういったことがありますので、農地流動化のペースが鈍化したということで、その記述は特に矛盾しているというふうには考えておりません。

また、諸外国との生産条件の格差というところですけ

れども、諸外国というのは、米につきましては関税による国境措置があるということですので、アメリカを含むいずれの国とも生産条件の格差から生じる不利はないと考えているということです。

なお、ゲタ対策の諸外国との生産条件の格差から生じる不利というときの諸外国については、ゲタ対策の対象となる作物の我が国への輸出元国のことというふうに考えております。

また、穀物の生産量の推移というところで、「単収の伸びは鈍化する見通し」の「鈍化」というところで、これも白書に図表がございますが、単収自体は一定の増加をしているということですけれども、二〇〇〇年代までの単収の伸び率をみると、一九六〇年代は二・七八、七〇年代には一・九、八〇年代には二・一七、九〇年代は一・三、二〇〇〇年代には一・五一と、多少上下はあるのですが、全体としては低減の傾向があるので、鈍化の見通しという表現をした。要は六〇年代みたいに大きく上がるというのはなかなか難しいのではないかと考えております。

栄養バランスをめぐる

PFCバランスのことについて、もちろんこの栄養バランスというのが非常に重要な要素ということでござい

ますが、最近の白書では、二一年以降、毎年取り上げてきているということであります。今回の白書は、多少構成が変わっておりまして、最初にトピックスで和食の話をやって、そこで食生活の変化という記述もあわせて書いております。そこ後の食料消費とか自給率のところでは多少ばらばらな記述ということになってしまいました。栄養バランスの崩れという明確な記述ということまではできなかったということです。食生活の変化の中で、肉類とか油脂類の消費がふえているという言い方をさせていただいているということです。

栄養バランスにつきましては、当然、我が国の食生活にとって重要な話でございますので、今後とも白書では記述を検討していきたいと思っております。

また、つけ加えますと、後で健康長寿産業とかそういうものもあるので、昨年度から厚生労働省の健康局のほうで、日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方に関する検討会というのが開かれておりまして、そこで健康な食事というもの目の目安が検討されているということがありますので、こういったことも考えて栄養バランスのことも記述していきたいと思っております。

生産目標と生産数量乖離の原因

続きまして、主要品目生産数量と目標の乖離の理由は

何かというところでございます。これはまさに今の基本計画の見直し作業の中で、四月の企画部会のほうで検証が行われております。その中におきまして、平成二四年度の生産数量目標の進捗状況を評価しております。その結果、耕種作物につきましては、そばを除いて進捗が目標から乖離して推移している。ABCでいうとC評価という低い評価になっております。特に米粉用米、小麦、大豆等の目標達成度は五〇％を下回っている、目標に全然達していないという状況になっております。

そこで、あわせて要因分析も品目別に行っております。米粉用米につきましては、小麦需要の一割程度を代替するという目標設定がちょっと過大であったのではありませんか。それと、原料は安いのですけれども粉にすると高くなるという製粉コストの削減への対応とか、需要拡大の取り組みが不十分ではなかったかというような分析がされております。

また、小麦につきましては、まず目標設定が、関東以西の水田では二毛作を大幅に拡大するという前提の目標、それだけ作付をしないと達成できないというような目標になっております。それが過大ではなかったか。あとは天候不順による不作、水田の排水性の向上の取り組みが不十分であったという分析になっております。

大豆につきましては、生産条件が不利な耕作放棄地で

の大幅な作付拡大といったことを前提とした目標設定になっておりますので、これも過大であったのではないかと。あとは、小麦と同じですけれども、水田での排水性向上の取り組みが不十分であったという評価が行われております。

土地改良負担の割合

続いて第二章ですけれども、基幹的水利施設の負担割合というところのご質問をいただいております。まず国ですけれども、国の農業水利施設の維持管理に対しての各種助成制度等を出しておりますけれども、そういった負担の二六年度予算は一〇六億円ということになっております。これはほとんどが国営造成施設が対象となっております。

また、土地改良区の運営事務費、事務所費とか人権費等ですけれども、それから維持管理費等の恒常的経費に充てるための経常賦課金は、全国平均で一〇アール当たり約二、九〇〇円となっております。全国の土地改良区の徴収総額は約七一六億円ということになっております。

地方公共団体の負担については、国の補助事業に対する補助残の負担とか、県の単独事業による負担というものがありまして、これを全部国が総額を把握するという

ことに至っていないという状況であります。

学校給食をめぐる

続きまして、学校給食の目標の話でございますが、第二次食育推進基本計画におきましては、学校給食におけます地場産物の使用割合を二七年度までに三〇%以上とするという目標を設定しておりますが、達成度合につきましては、二四年度でまだ二五%となっております。その要因としましては、学校給食における地場産食材の利用促進を図るための、学校給食で地場産物を使っているという優良事例とか献立などの情報収集、普及啓発といったことを行ってきたておりますけれども、なかなかこの効果が上がっていないということ、学校給食に地場産物を供給するための生産・供給体制の構築というのがなかなか進められていないということが考えられるということでございます。

このため、学校給食を所管します文部科学省と連携しまして、二五年一二月には各都道府県知事に学校給食における地場産農産物の利用促進という通知を出すということとか、第2次食育推進計画の内容を周知するというようなことを依頼しております。

また、二六年度からは、学校給食の食材として地場産物を安定的に生産・供給するモデル的な取り組みを支援

しますモデル事業を措置するといったこととか、文科省では、食育の多角的な効果についての科学的データに基づいて検証するスーパー食育スクール事業といったものが措置されております。こういったことで文科省とも連携して、学校給食の地場産物の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

また、目標のほうに、国産の食材を利用する割合を八〇%とするという新たな目標を追加しております。これは、各都道府県において、各都道府県産の農林水産物の供給が不足している場合には、国内産の農林水産物を活用していくということも、国内の生産者の努力とか、食に関する感謝の念を育むといったような目的を考えてみるものでございます。

また、リムーザン牛につきましては、フランスのオランド大統領の選挙区が含まれますフランス中部のリムザン地方の特産で、赤肉割合の高い肉用牛ということで、これが首相官邸での昼食会で出されたということでございます。

梶井先生の最後の質問ですけれども、飼料用米について、基本計画をどうするかということにつきましても、これも食料・農業・農村政策審議会のほうで次期基本計画に向けた議論をしているということもあって、品目ご

との目標の進捗状況も審議会のほうでやっているということ、白書の中では今回は記述していないということ、ただ白書でも作付面積等の記述はさせていただいておりますし、飼料用米の必要性等について、最初のトピックスの政策の見直しのところとか、お米のところとか、畜産のところとか、いろいろなところで記述はさせていただいておりますが、ちょっとばらばらに書いていくということになっております。

ゲタ対策をめぐる

続きまして、堀口先生の質問事項についてのお答えをしていきたいと思います。

まず、ゲタ対策の見直しによって、対象者の見直しということであるのかということですが、二五年産の予算措置につきましては、販売農家、集落営農を対象に実施しているということで、加入件数は八万四、〇〇〇件、加入面積は四八万ヘクタールということになっております。

このゲタ対策については、今回法律も改正されまして、二七年産からは対象を認定農業者、集落営農、認定新規就農者で、いずれも規模要件は課さないということで、対象作物についてはそば、なたねも政令指定するというようにしております。

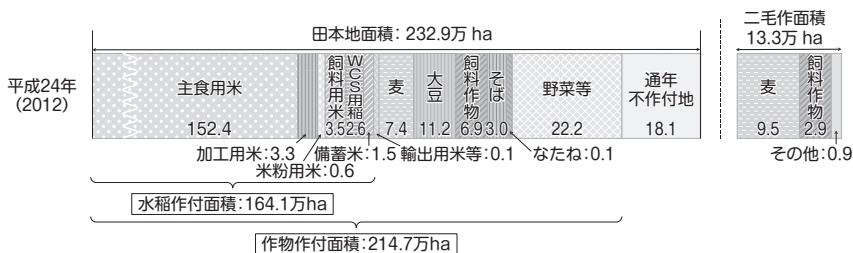
どうなるかということですが、麦、大豆等の四品目につきましては、既に担い手への農地集積が相当進んでいるということで、その面積はほとんど減少しないというふうに見込まれるということでございます。そば、なたねにつきましては、本年度中に認定農業者になったり、集落営農を組織していただければ、面積ベースで二五年産の水準がおおむね維持されるところと考えているところでございます。

また、対策の加入件数につきましては、認定農業者、認定新規就農者という認定のほかに、集落営農の組織化というのに進めることにしておりますので、どのような経営体を選ばれるかによるところがありますけれども、いずれにせよ農業経営を行う意欲と能力のある農業者に幅広く参加していただきたいというような形で進めさせていただきます。

トピックスの関連で、二〇ページの図2における通年不作付地一八・一万ヘクタールの実態は何かということろでございますが、通年不作付地は、作物の栽培をすることが可能な農地のうち、作物の作付が行われていないものということでございますが、この中には調整水田のような管理された状態のものも含まれているということでございます。

一方で、センサスでの耕作放棄地ですけれども、こち

図2 水田の利用状況(イメージ)



資料：農林水産省作成

飼料輸入の動向

らは過去一年以上作物を作付せず、この数年の間に再び作付する意思のない土地ということでございますので、この中には作物の栽培が困難な土地というだけではなくて、作物を栽培することが可能な農地も含まれているという可能性があるので、通年不作付地と重複している部分があると考えられます。

また、第一章の飼料用とウモロこしのアメリカのシェアがずっと落ちてきているというところの要因でございますが、九割を占めていたものが二〇一二年度は五二%、二〇一三年度には三六・五ということで急減している。その理由とし

しては、白書にも書いておりますが、二〇一二年度はアメリカにおきます高温・乾燥の影響に伴う生産量の減少で、調達先が南米諸国、ウクライナ等に急速に移行した。その翌年の二〇一三年度は、アメリカの生産量は回復したのですけれども、価格が依然として高い水準であったということがあって、シェアの回復には至らなかったということが挙げられるということです。

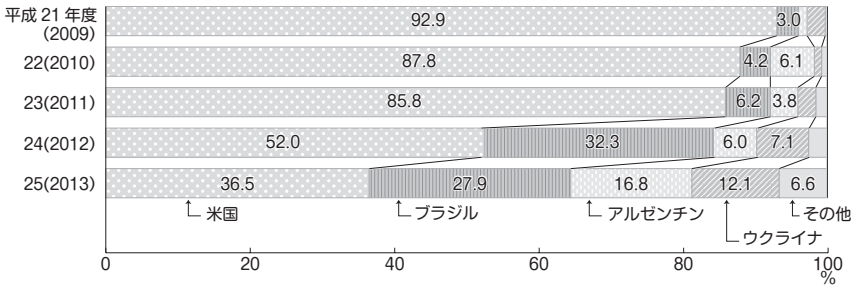
しかしながら、本年度、二〇一四年度は米国の価格が再び安定してきているということですから、シェアは上昇しているということですので、来年はまた戻るという可能性は高いと聞いております。

また、南米輸出国のリスクについて、脆弱な輸出インフラに起因する輸送遅延等と記載しているところでありますけれども、具体的には、国内の輸送手段については、幹線道路初め鉄道、水運等のインフラ整備がおくれている。それから、輸出港のほうで船の滞船時間が長いということがあって、船舶の借入料がかさむこと、期日通りに調達できないということがありまして、国内の輸送手段と輸出港の両方に問題が存在していると認識しているところでございます。

農業と健康

続きまして、高齢者が農業をやっていて老人医療費が

図 1—1—11 飼料用とうもろこしの調達先割合の推移



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

注：平成25（2013）年度について、平成26（2014）年3月分は速報値。

低くなるというよう
な民間調査結果があ
り、農業が健康長寿
産業というようなこ
ころの成果というこ
とでございしますが、
農水省においても、
平成二四年度に、農
作業と健康について
のエビデンス把握手
法等の調査というの
をやっております。
その中で、農作業と
健康の関連に関する
先行研究の調査と
か、エビデンスを把
握する手法というよ
うな検討を行って、
報告書を取りまとめ
たというところであ
ります。

その中では、農業
に従事することによ
り運動量が増える。それで高齢者の疾病予防につな
がる、そういう先行研究事例の紹介はしているのですけれ
ども、農作業と健康ということの研究例が乏しいという
ことで、今後まだ調査研究を開拓する余地があるという
ことも課題として記述されているところでございます。

また、二六年度、今年度は食と健康に関連しまして、
医福食農連携の推進ということで、食と健康の因果関係
を科学的に調査分析するための取組の支援とか、医療と
栄養学との連携による日本食の評価といった異分野融合
研究、共同研究を行う予定であり、今後の成果に期待し
たいというところでございます。またそういう成果が出
れば、白書でも記述していきたいと思っております。

農業生産の動向をめぐって

続きまして、第二章の農業のところで、農業生産額の
低下要因の分析でございします。これは、昨年の白書で農
業総産出額の減少要因分析を行ったということがありま
す。今年はそこまで書いていないということでありま
す。

昨年の中では、昭和五九年（一九八四年）から平成二
三年（二〇一一年）の間の農業総産出額の推移というの
を三つの時期に分けまして、まず昭和五九年から平成二
年、続いて平成二年から一二年、それから平成一二年か

ら二三年という三つに分けて変化をみております。

その中でみると、二番目の平成二年から一二年にかけての減少が一番大きいということになっておりまして、この期間の減少要因を価格要因と生産要因と分けておりますけれども、その中で価格要因が七三%と大きく下がっている。価格の下落が農業総産出額の減少に大きく影響したと考えられるというように記述しております。

その後の平成一二年から二三年、近年の総産出額の減少としては、価格というよりは、生産要因が九二%ということで、近年は生産量の減少が総産出額の減少に大きく影響していると考えられるということでございます。またこういった要因別分析については今後の参考としていきたいと思っております。

続きまして、耕地面積の推移でございますけれども、どの線引き区域の農地減少が大きいかということところで、耕地面積につきましては、抽出された標本単位区というところに統計職員が出向いて実測しまして、これをもとに全国値を推計したという耕地及び作付面積統計というのがございますけれども、こちらによりますと、二四年の面積は四五五万ヘクタールとなっております。

一方で、農振農用地区域内の耕地面積につきましては、市町村からの聞き取り調査をやっておりまして、一七年からやっているということですが、平成二四

年の面積は 四〇六万ヘクタールということになっております。

このようにデータの取り方が違うということがございますけれども、四五五万ヘクタールに対して四〇六万ヘクタールということで、全国の耕地面積の九割が農振・農用地区域内の農地と考えられるということでございます。

その減少ぐあいですが、平成一七年から二四年の間の面積の推移ですが、耕地面積全体を四六九万ヘクタールから四五五万ヘクタール、一四万ヘクタール減少ということですが、農振農用地区域内の耕地面積につきましては、四〇七万ヘクタールから四〇六万ヘクタールということで、一万ヘクタールしか減っていないという状況でございます。

農地中間管理機構

次の農地中間管理機構の基盤整備の賦課金の取り扱いは、機構が大区画化等の簡易な基盤整備を行った場合のコストについては、国費の補助残については機構が無利子資金を調達することで対応することになっております。この無利子資金の返済については、基盤整備を行うことで受け手にも要求する地代は出し手に支払う条件整備前の地代よりも高くなるということで、この地代

差額を充てるといふこととしております。

また、土地改良事業の賦課金については、土地改良法上、原則として耕作者が経費を負担すると法律上なっているといふことです。機構が農地所有者から農地を借り受けて、借り手がみつかるまでの間は機構が負担。受け手が機構から農地を借り上げた後は受け手が賦課金を支払うという形になります。

新規就業・参入の動向

八の女性の就農のところですけれども、二〇歳代の女性農業者の就農状況で農業法人への就職が四二%と最も高いというデータを出しておりますが、これは女性農業者二、〇〇〇人を対象としたアンケート調査の結果を載せておりますので、女性にしか聞いていないといふことでありまして、男性農業者の結果はこれでは出てきません。

ただ、新規就農者調査という別の調査がありますけれども、こちらの中で、新規就農者数を就農形態別にみてもあります。それによりまして、二〇歳代の男性の新規就農者が五、三六〇人おりまして、そのうち新規雇用就農者が二、一五〇人といふことで四〇%になりますし、二〇歳代の女性の新規就農者一、五八〇人、このうち新規雇用就農者が五一〇人、三二%といふことで、この調査

では男性のほうが雇用就農者が多いといふことが出ています。これは二〇歳代の場合といふことでございます。

外国人技能実習生につきましては、数でございますが、入国一年目の技能実習が一万一人いらっしゃいます。二年目の技能実習の二号へ移行した者が五、〇〇〇人といふ形でおられます。

また、法人経営体における常雇の状況、規模については、これも昨年の白書では取り上げておったわけですが、これも平成二二年において常雇の雇い入れを入れた法人経営体数は六、九〇〇法人、常雇の人数は六・八万人といふことで、増加傾向にある。これもセンサスが出ないと新しい数字に更新されませんけれども、そういう状況であります。規模については、平成二二年については雇用者一〇人以上が三割といふような形になっております。これが昨年の白書に出ているという形です。

JR九州の農業参入についてですけれども、JR九州グループでは、農業生産法人株式会社JR九州ファーム大分を設立し、農業に参入しているところであります。

この設立経緯を確認しましたところ、新規参入については、大分県や地元農業者との相談を重ねた上で、平成二一年一〇月にJR九州の子会社であります分鉄開発株式会社という会社と大分市の間で農業参入協定を締結しまして、分鉄開発が、技術指導をする地元農業者との共

同出資、資本金のうち九七％を分鉄開発が出しておりますけれども、地元の農業者も加えて、JR九州ファーム大分というのを設立して、リースで農地を借りまして、ニラ栽培を開始したということになっていきます。

JRが九州で農業をやろうといったときには、九州の中でも大分県がかなり企業参入というのを一生懸命誘致しているというのがあって、そこで相談して、大分につくったということです。大分県は、他にもいろいろな企業の農業参入があって、会社ができております。

ファンド、A—FIVE

続きまして、ファンド、A—FIVEの話でございます。白書の時点では、三月末ということで、八事業というところで紹介しております。現在は、七月四日現在ですけれども、出資決定件数は二六件まで増えている。四月以降大分増えてきておりますけれども、この時点では八件ということでございます。

この中身は、ワインをつくったり、事例でも出してあります植木・盆栽の輸出、レタスの生産といったようなことが挙げられております。加工や販売の対象となります農林水産物のブドウとか盆栽とか、これを基本的にその地域が調達するというところで、農林水産物の生産段階において、農村に雇用とか所得の確保ということで貢献

しているということ、それと高付加価値とか輸出とか販路の拡大といったようなことを含めて、事業体や農林漁業者における雇用と所得の確保にもつながる。飲食とか観光施設というのもありますので、広く地域経済に効果をもたらすものと考えております。

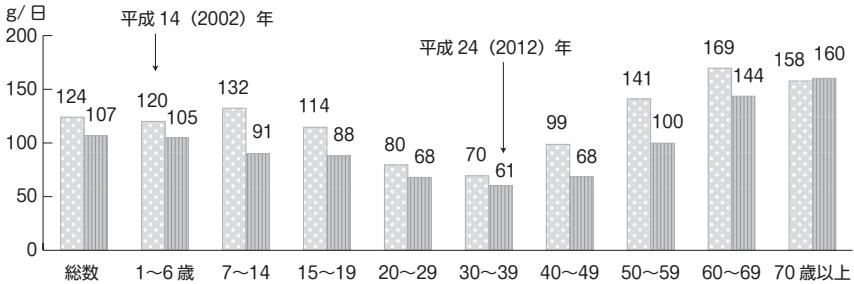
ファンドの課題というところでですけども、このファンドについては、農林漁業者の所得確保という課題があるということですが、出資対象となる事業体の出資割合についても、あくまでも農林漁業者が経営の意思決定において指導的な役割を果たすということをすべきという考え方に基づいて、サブファンドを除きます議決権を有するということを求めるということをやっております。

一方で、農林漁業者が、事業体への出資を行う余力が非常に乏しいという場合も多いということもありまして、こうした場合においても資金調達が円滑に行われるように、サブファンドの出資割合を引き上げるとか、資本性劣後ローンの活用といったファンドの活用を図って6次産業化を進めていきたいと考えているところであります。

果実・野菜の摂取動向

続いて、果実の摂取のところですが、減少の要因ですが、具体的な要因というところまではなかなかデータがない

図2-4-10 年齢階層別果実の1人1日当たり摂取量の推移



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」

のですけれども、七〇歳以上を除く全ての世代で減少している。特に二〇歳から四〇歳代の若年層と働き盛り、この世代の摂取量が少ないという状況です。

平成二四年に民間団体がアンケートを行っておりまして、どういったものを消費者が求めているかというところでは、おいしさとか健康というキーワードが果物を選ぶ理由として挙げられておりまして、これにいかに対応していくかというのが大きな課題ではないかと考えております。また、若年層を中心に、皮をむかないとか、す

ぐに食べられるジュースとかそういった加工品を好む傾向があるといったことですか、果物の小売店というのが減少している中で、コンビニエンスストア等におけるカットフルーツというように販売形態も多様化している、消費のスタイルが変わってきているということがありますので、こうした消費者の嗜好とか食生活の変化、流通・購買形態の変化、これに生産・流通構造が十分対応できていないのではないかとということが摂取量の減少要因として考えられると思います。

また、野菜も、年齢階層別の摂取量ということで、厚生労働省の国民健康・栄養調査という調査がございますけれども、これによりますと、二四年の摂取量の平均は二七五グラム。一〇年前の平成一四年は二七〇グラムということ、ほぼ横ばいというか若干増加しているということでありまして、四〇歳から六〇歳ではまた減少しているということがございます。一方、野菜は「健康日本21」において、成人一人一日当たり三五〇グラムとありますようにことにされております。現状ではどの世代も届いていない。特に若い世代では摂取不足が目立つという状況があるということでございます。

野菜につきましても、果物と同じで、世帯規模の縮小とか、生活スタイルの多様化、食の外部化ということがありますので、加工・業務用需要が拡大しているという

のは確実でございます。特にキャベツ、レタス等の洋食とか中華料理に向いている、調理時間が短くできる品目というのは非常に選好される傾向があるということでございます。また、販売形態も、コンビニエンスストアでのカット野菜、総菜の販売、あるいはネットスーパーというものによって変わってきている。重たいものはそういうところで買うというようなことがございます。

野菜については、ご承知のとおり、ビタミン、ミネラルとか、栄養素としては貴重な供給源ということでもあります。それが十分摂取されていないということがありますので、今のそういった販売スタイル、食生活に合ったような生産・流通対策が十分でないということがまだあると考えているところであります。

農協、中山間支払、除染の進捗

農協の正組合員数、一農家一人加入の割合はどの程度かというご質問ですが、統計としては一人加入の正組合員数という割合は把握していないということでありまして、正組合員数、個人の数は四六六万人ということでありまして、これで、これを案分すれば七二％以上は一農家一人加入の組合員数ということでありまして。

中山間地域等直接支払についてですが、ことしで三

期一五年ということになります。カバー率ということでございますけれども、二五年度の実施状況によりまして、対象農用地面積が約八三万八、〇〇〇ヘクタールということになっていますが、そのうち実施状況は六八万七、〇〇〇ヘクタールで実施されているということですので、実施率は八二％という形になっております。実施率が八割というようになってきていることは、先ほど先生のお話にもございましたけれども、集落におけるリーダーがいないということとか、集落の話し合いがうまくいっていないということによって、協定締結になかなか至らないということがあるところでございます。

この中山間地域等直接支払制度につきましては、本年度から多面的機能支払とあわせて取り組むということもできるようになっておりますので、今後ともこの制度の取組を、次の第四期に向けて、今もその評価等の作業をしているというところですので、こういった現場の実態を踏まえながら次期対策の検討を進めているということとさせていただきます。

農地除染の進捗状況と今後の展開スピードということでありまして、農地除染につきましては、放射性物質汚染対処特措法におきまして、環境省を中心に関係省庁が連携して取り組んでいるところでございます。

農地除染の進捗状況につきましては、国が除染を実施する除染特別区域においては、域内の一市町村のうち双葉町を除く一〇市町村で除染実施計画を策定している、そのうち田村市、檜葉町、川内村、大熊町、この四市町村で既に完了しているというところでございます。ほかの市町村でも除染の実施計画に基づいて計画期間内の除染完了に向けて取組をやっているというところであります。富岡町につきましては、先ほどお話がありましたけれども、本年一月から除染が開始されて、五月三十一日現在で八四〇ヘクタールの農地が除染しております、一・六ヘクタールで実施済みというところでございますが、目標としましては、平成二九年三月末までに除染を全て完了すべくということでやられている。各市町村によって違いますけれども、平成二八年、二九年末というところで実施計画をつくられているということでございます。

米コスト削減をめぐる

最後でございます。米の生産コストの四割削減というところでございますが、日本再興戦略とか農林水産業・地域の活力創造プランで掲げております生産コストの低減目標は、平成二三年産の全国平均六〇キログラム当たり一万六、〇〇〇円ということですが、これに對

して一〇年間で担い手の米の生産コストを四割低い水準、九、六〇〇円ということにしようというものであります。

現状でも、一五ヘクタール以上の大規模層の米の生産コストというのは、既に全国平均に比べて三割低い水準ということになっておりますけれども、これは、担い手への農地集積による労働費の削減、それから機械の効率の利用といった農機具費の削減ということが生産コストの削減に大きく寄与しているということでございます。それとやはり規模拡大ということでございますので、農地中間管理機構の活用等によりまして、担い手の農地集積とあわせて分散錯圃の解消、農地の大区画というのを進めて、低コストで米を生産する階層を厚くしていくということが基本であるということです。

それに加えてまして生産コストの低減目標の達成ということがありますので、お話にもございましたけれども、作期の分散が可能な品種の組み合わせとか、直播栽培の導入とか、ICTの活用によりまして作業管理の導入、大規模経営に適した省力栽培技術の開発・導入、あとは米の生産コストの三割を占めます肥料・農薬と農機具について、安価な未利用資源の肥料活用といったこととか、海外向けに機能を絞り込んだ低価格モデルの農業機械を国内展開するといったことも含めて、産業界の努力も反

映して低減していくことをあわせて、全国平均比で四割低減を目指すということです。

それから、都府県と北海道で分けて議論すべきでないかということですが、確かに都府県の平均コストは一万六、四〇八円、北海道では一万二、一九四円ということですが、一五ヘクタール以上の層をみた場合、都府県も北海道も同水準ということになっていますので、結局は生産コストの違いというのは農地の集積度合いが大きく寄与しているのではないかと考えられるということです。

ですから、作付規模の小さい都府県というのは、特に農地の中間管理機構の活用等によりまして、担い手への農地集積を中心に取り組みを進めるというのが重要となると思います。一方、作付規模の大きい北海道とか、都府県でも作付規模の大きいところ、既に農地集積が進んでいる地域は、先ほど出しましたICTの活用とか、大規模経営に適した省力栽培を進めることが重要ということで、地域によって取り組む課題というのは変わってまいりますけれども、農地の集積が進めば、都府県、北海道問わずに生産コストの低減が実現できるということから、こちらではあわせて担い手の米の生産コスト四割削減を目標としているということにさせていただきます。

ご質問については以上でございます。

農業・農村所得とは何か

秋山 どうもありがとうございます。

質問していただいた項目に関しては大体丁寧に説明していただいたと思うのですが、更に確認されたい点があるようでしたら、堀口先生のほうからいかがですか。

堀口 印象としては、目標数値ありきで言葉だけ踊ってしまっている感じがします。その意味では残念です。

秋山 梶井先生はいかがですか。項目に関しても一応コメントをいただいたのですが。

梶井 農業・農村所得の農村の所得というのは飾り文句なのですか。

天羽課長 農業所得というのはこれまでもあった概念です。農村の所得というのは、6次産業化だとか、農商連携とか、いろいろなことがあるわけですから、農村で、例えば直売所に雇われて賃金をもらうというようなものも積み上げた形でカウントするという考えです。

梶井 そうすると、農業所得にプラスして、幾つかのものをそこに足して膨らますということなのですか。それは膨らますのを何か限定するのですか。何と何をやるか。

天羽課長 これは基本計画の議論の中で、しっかり示していかないといけないと思っています。

梶井 今度、これをベースにして基本計画を組めということになったでしょう。そうすると、農村所得というものの概念をはっきりさせた上で議論しないと、うまくないんじゃないですかね。ある意味でいえば、6次化とよくいわれているのを、立体農業というふうに表現した人もいるわけです。戦前の話ですけれども、「乳と蜜の流るる郷」の中では立体農業という表現を使っていますよ。岩波の広辞苑だと、立体農業というのがちゃんと言葉としては残っています。そこに農産物の加工だとか、蜂蜜だとか、山の草でもってヤギを飼って乳を絞って、それで生産するとか、今でいえば6次産業といいような言葉を立体農業と。これは農業の範疇だというふうに賀川豊彦は定義してやっていますね。

そのような農業との関連が非常に深いような特定の分野を、例えば農家レストランだとか、そういったものを含めて農村所得という表現を使うのだと。そうすると、我々が受け取っているのと全然違いますね。一定の地域、統計でいえば、白書などでも農村地域という概念を使いましたよね。都市農業地域を除く三つの農業地域を農村地域と称すると。あるいは、人口集中地区を除いて農村だというふうに使ったこともある。農村というのを

どのように定義して、そこでの所得を計算するのかというふうにしたのだけれども、そうではないのだということになるのですか。

だから、もともとこのプランをつくったところで農村所得というものをどう概念しているのだ、どう定義づけているのだということをはっきりさせた上で議論を進めたほうがいいんじゃないかと思うのです。

天羽課長 繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げたとおり、6次化の市場規模から付加価値の部分を取り出して所得を推計していこうと考えています。

服部 しかし、それで倍増ができるんですかね。白書の中にも書いてあるのだけれども、二〇年間で農業所得は半減しているわけでしょう。いかに6次産業が拡大しても——それである程度所得は増えると思う、6次産業にかかわるものは。しかし、農業所得が二〇年間で半分に減っているわけでしょう。だから、これ、非常に苦しいと思うのです。ところが今、話を聞いていると、これを基本計画の前提にするというわけでしょう。そんなことはとてもできっこないと思うのです。

だって、農村に住んでいる人の所得が倍になるんだというとり方しかできないわけです。しかし、そうではなくて、農業所得プラス農業関連産業の所得だといわれたって、極めて実現が困難だと思うんです。

天羽課長 いわゆる農業所得は約三兆円ですが、その三兆円を一〇年の間に約四兆円にしていこうことを目指しています。

コストの削減、それから販売額の増大といった努力をこの一〇年の間に進めていく必要があると思っています。

残りの二兆円ですけれども、いわゆる6次産業、農業関連産業の現状の市場規模が一兆円、そのうち約〇・二兆円が農村の所得と見込んでいますが、今後はさらに、6次産業化により農村で生まれる雇用賃金や、例えば都市農村交流で都会から来た子供たちや、大人が農家民宿に泊まったり、農家で農業体験をさせてもらって、お金を落としていただくとか、取り組みを企画した観光会社から支払われる対価とか、そういう世界を広げていくということだと思っています。

6次産業化については、市場規模を一〇兆円にするという目標が別途あります。そこでは、農村における直売所、漬物加工場とか、今申し上げた都市農村交流についても、政府を挙げて外国人の訪日数も一、〇〇〇万を二、〇〇〇万にしていこう、東京とか大阪だけでなくインバウンドで田舎にも行ってもらうといった中で進めていきますし、さらに医福食農連携や輸出など様々な取組を進め、一〇兆円を目指していきたいと思います。

服部 農業・農村所得倍増について、指摘しておきたいことがあります。私の見解・意見ですから、課長からのお答えなどは必要ありません。

「農業・農村所得の倍増」は、昨（2013）年、自民党が参議院選挙の公約として出したものです。民主党政権になって、戸別所得補償政策により、農業所得の低下が初めて止まった（2010年）。さらに、2011年に農業所得が増えたという事実があるから、自民党は、それ以上のことをやる」として、参院選挙の公約として出したと思われます。そこから、農業・農村所得倍増が自民党政権の方針になったわけです。

この農業・農村所得倍増を基本計画の前提にするというのでしたら、企画部会でその根拠について精査する必要がありますかと思う。

梶井 それともう一つ、農業生産額の一〇兆円ですが、これは何の統計ですか。

天羽課長 これは、農林水産省の統計で、九・五兆円。

梶井 一つのやつですか。

秋山 七一ページの図2-1-2あたりのデータですね。農業生産額九・五兆円。多分このことをいってらっしゃる。

天羽課長 ええ。下にありますが農業所得で、経常補助金まで入れて三・二兆です。

秋山 七〇ページのグラフのほうが生産農業所得統計で、こっち側でいくと、大体八・五兆が総産出額ですね。

梶井 これ、農業生産額でいいんですか。農業・食料関連産業の経済計算の中でこの農業生産額がこういう形になっていると、この統計の中で。

天羽課長 はい。

秋山 生産農業所得統計と一兆円ぐらいずれている感じがですね。

八百屋室長 これは中間生産物等が入っているからです。

梶井 内閣府がやっている国民経済計算の算出額というのと一致しますか。僕らがあれをみたときに、農業ではなくて、農林水産業になっているんですね。林水も含めて、大体こんな数字なんだけれども。

天羽課長 林業・水産業入れて一一兆ぐらいだと思いません。

梶井 今まで、6次産業の生産額というものを、どこまでを6次産業と押さえるという、その定義もまだはっきりしていないんじゃないですか。

八百屋室長 六次産業化総合調査というのがありません。

服部 関連産業の生産額を倍とか三倍ぐらいまでならまだわかるけれども、一〇倍というのはないと思う。日

本の農村に来る外国人を倍にしろ、それはわかるんですね。また、あながちそれは無理じゃないんじゃないか。それは倍の話でしょう。一〇倍の話は、それはならんと思うんだよね。

天羽課長 だからこそファンドなども使って、農村で6次産業をしっかりとっていくということです。

梶井 米の生産条件の格差はないというふうに本当に言い切れるんですか。

天羽課長 この意味は、十分高い国境措置を張っているんで、外国から無制限にお米が日本に入ってくることはないという前提であると。

6次産業化の範囲をどう考えるか

小林 ちょっといいですか。さっきの議論で、農業・農村全体の所得という言い方、そこを確認させていただきたいのですが。今お伺いしたら、6次産業化という部分を入れて農水省は考えるというふうにおっしゃった。私はもっと広く、農村全体ということで、第一次産業だけでなく二次、三次全体を入れたものも含めて考えているというふうに思っていたのです。

特に企業の参入ということが一つのポイントになってくるので、そういうことも意識しながら安倍総理は言っているのかなと考えていました。そうすると、幾らパイ

が大きくなっても、それが本当に農家に落ちる所得にはならないのではないか、そういう危惧があったのです。

今のお話を聞いていると、6次産業化がどこまで——基本的には、私が考えるのは、農家がやる六次化ということが6次産業化という意味であろうと考えているのですが、そこがちょっと違うのかなという気もするのですけれども、要は、個々の農家の方の所得がどうなるのかということとはちょっと違うロジックできているのかな。あるいは、ある程度はそこに主体を置いたものなのかなと。その辺を明確にしていたければありがたいと思います。

天羽課長 繰り返しになりますが、農家の所得そのものではなくて、企業であってもいいのですけれども、法人農業経営体で働いて支給される給与とかも入れば、また、農業直接の所得だけではなくて、直売所や加工場であってもいいし、レストランであってもいいし、その他付加価値のつく世界も入れていくということだと思っています。

小林 あくまでも農業関連ということで、それ以外は入らないということですね。農村全体の所得というような言い方をすると、例えば土建業だっただけ入るじゃないかというふうに考えられるということですよ。それは違うんだと。

天羽課長 土建業までは入れてないです。

梶井 みんなそう考えるんだよ。

小林 そうですよ。ある意味ではそれは悪いことではないと思うのですけれども、農村全体の経済が活性化していくという意味では、何で活性化するかという問題はあるにしても、そういう考え方はあるだろうとは思ったのですが、そうではないということです。わかりました。

梶井 農業・農村の六次産業化総合調査、ここで第6次産業と把握するのはこれこれだというように限定しているわけですね。定義のはっきりしない言葉が出てくるから困るんだよね。6次産業化というのは、政治的な表現では6次産業というのはわかるんだけど、では6次産業というのは具体的に何だといったら、みんな困るんですね。中身を描きようがない。

だから、これなんかの場合、最初、調査で把握しようと思った対象は、何をよりどころにして把握したんですかね。農業生産関連事業、6次産業と称するものの調査対象の把握の仕方。

八百屋室長 この調査は二二年から三回行っており、ここでの定義は農業経営体や農協がやる農産物の加工、農産物の直売所、観光農園、民宿、レストラン、各事業ということ調査しています。

梶井 昔の一番典型的な製糸工場なんていうのはこの中に入っているのかな。製糸工場なんかないだろうけどね。あれば、この中に入ると。

長野県の農村工業研究所の、一番最初にあれをつくった人の言い方でいえば、長野県の中でなぜ時計産業が始まったか。製糸工場のあの労働過程で手先の器用さというのを徹底的に鍛えてある。その鍛えた手先の器用さを生かすような工業を導入しようというところから、時計産業がそこに入っ たんだといわれていますね。それも、「乳と蜜——」の賀川豊彦が目をつけたんですね。製糸工場で働いていた女工さんたちのあの手先の器用さを生かす農村工業としては時計産業が最適だということとで、戦後、時計を長野県に持ち込んだ。それが今根づいているんですね。

そういう点でいえば、農村の農業労働で、あるいは従来の農家のやっていた仕事で鍛えた手先の器用さとか綿密さとか、そういう資源もある意味では農村の資源なんですね。それを生かすという点でいうと、何でもかんでも入ってしまうことになるので、定義をはっきりさせてもらってから議論しないと、うまくないよね。

もう一つの図2—1—5は、我々がみたら、全然鈍化しているように読めないよね。

安藤 これは、規模拡大加算の影響なのではないです

か。それがなくなってしまったから。

秋山 なくなつて、減つてというのが。

安藤 それの影響がこのあたりに出ているように思ふんです。

秋山 むしろ一八、一九年に経営所得対策に入っていくときかなり駆け込み的に一回やっていった部分があって、その後、加算金や何かがちょっと減ってきたというのがある、減つていったという形なので、必ずしも……。

安藤 むしろお金の出方と、それから利用権を設定しないとお金がもらえないという、それによって随分動いている感じはしますよね。

梶井 二七ページの図1—1—6の単収の伸びはどうですか。

八百屋室長 多少でこぼがあるんですけども。

梶井 でこぼはあるにしても、伸びが鈍化しているような図だったら、点々のところがこんなに伸びない。

八百屋室長 伸びが鈍化しているということなので。

梶井 これは鈍化と読めないよね、この図では。

服部 さっきの説明では、六〇年代のような上昇はないんだと。でも、六〇年代と比べるのは、それはちょっと……。

八百屋室長 需要を上回るほどの単収の伸びがあるか

どうかという……。

秋山 農水省がいつているのは、一番下の数字で出てくる単収の伸び率が少しずつ落ちていくという。

服部 六〇年代以降一旦落ちて、また上がった。また下がって最近再び上がっている。ずうっと一方的に下がっているわけではないんだ。だから、注意して書いたほうがいいと思うんです。「鈍化して」という表現はベターだと思うんですが、また今年過剰になるわけだ。それは明らかに単収が上昇しているということを基礎にしているから、鈍化という表現を使うにしても、限定して使ったほうがいいと思う。依然として上昇は続いていることを基礎にして、限定して使わないと、どうしても誤解を招くということになる。

「聖域」の確保をめぐる

秋山 時間が押していますので。

服部 一点だけ、これはどうしても聞きたいと思っていたことがあるんです。これは白書の本旨ではないんだけれども、三七ページの上から三つ目のパラグラフで、「また」というパラグラフがあるでしょう。その二つ目で、括弧の中の「の確保」とあるでしょう。これ、聖域という言葉が抜けているでしょう。これ、単に「確保」でいいの？

八百屋室長 これは抜粋になっているのですけれども。

服部 じゃあいいです。それで、一番下に聖域の話が出てくるんです。「引き続き重要五品目等の聖域の確保」と。この聖域というのをどのように理解して——これは農林省の問題ではなくて、むしろ政府全体の問題だけでも、聖域をどう理解して使われているのか。特に最近では重要になってきていると思うのです。

一番最初は、自民党が選挙公約で、衆議院選挙のときに「聖域なき関税撤廃を前提とする限りT P P交渉への参加には自民党は反対する」と、あれが一番最初ですね。そのときの聖域というのは、明らかに関税撤廃の例外ということですよ。そういうものとして、基本的に以降も使われてきたと思うんだけど、拡張解釈し得るような形で使われている場合もなきにしもあらずということで、聖域という言葉は、これは農林省の問題だとは思わないんだけど、こういう内容として使っているのか、はっきりさせるべきことがあると思うんです。どのような意味で使っているのか。ここで農林省が聖域と書いた場合には、どういう内容で書いているのでしょうかというのが私の質問なんです。私は、関税撤廃の例外、すなわち例外が聖域だというのがもともとの使い方、以降、基本的にそのように使われているんだという理解

なんだけれども、そういうものとして使われているのかどうか。

天羽課長 それこそかぎ括弧つきの聖域という言葉が、何をもって聖域というのかということについての有権解釈は国会。衆参の農林水産委員会で決議されている。

服部 ただ、その衆参の決議をみると、前半と後半があつて、後半は自民党の選挙公約と全く同じです。前半がやはりはっきりしてないところがあるんだけれども、後半は全く同じだから、やっぱり基本的に自民党の最初の選挙公約の聖域だと私は理解しているんです。それ以外に理解のしようがないじゃないかというのが私の理解なんだけれども、「日本農業新聞」なんか読んでいると、時々拡大解釈をしているから、これは重要なことじゃないかという感じがしているのです。

米の内外生産条件格差をめぐって

秋山 それでは、時間が来ておりますので、もし最後の一つぐらい何かございましたら、どなたか。

梶井 さっきの米について生産条件の格差がないというのはどういう意味なんですか。

八百屋室長 米については関税による十分な国境措置があるため、不利はないという意味です。

梶井 そんなことをここでいつてるの？ これ、そんな表現ですか。一四ページ、「米は麦・大豆と異なり、諸外国との生産条件の格差から生じる不利はないこと」それが……。

服部 変動払を廃止する理由としていつているわけでしょう。

八百屋室長 変動払というよりは直接支払交付金のはうですね。

梶井 関税が高く張っているからということとは、それはまさに流通上の格差の問題であつて、農業生産条件の問題ではないでしょう。関税の問題をそこでいったというのはおかしいよね、生産条件の格差という表現では……。

小川 本来必要ないものをやってしまっていたというふうに読めますよね。

天羽課長 もともとの麦・大豆に畑作物のゲタ対策といわれる直接支払交付金を払っていたときに、米については払っていませんでした。その当時から麦・大豆は国境措置も低くて、輸入もたくさん入ってきているので、国内でつくっても、諸外国から入ってくるものとこの価格で不利が生じます。だから、その不利の分は埋めるために直接支払を交付する、米については、十分な国境措置が張られているので、外国のお米が国内のマーケット

トに入ってきて、それと競争しなければいけないような状態にはありません。

梶井 いや、それとこれは違うよね。

小林 それは変わってないですよ、過去も。

秋山 戸別所得補償でやっていたときは、生産費と通常の販売価格との差が恒常的に開差が開いているから、その分埋めるという説明の仕方だったわけですね。ここに出てくるのは内外価格差みたいなやつの説明でもってきてしまっ、ほかの畑作と同じ論理にもっていつてしまったという話になっているわけで、そもそも入れているときの論理と、ここで書いている論理がずれてしまっているから、わけがわからなくなってくるということなのではないかと思うのです。

梶井 それから、さっきのPFCバランスの数字なんかは、数字だけでも入れておけばまだいいんですね。何で数字までとってしまうのか。

八百屋室長 数字を書くなら、文章も当然入れるべきだと思えますけれども、話の流れから、肉とかそういう脂類の消費がふえているという言い方をしたものですから、それにプラス、その話まで、PFCバランスの図を入れるかどうかというのはちょっと考えたのですけれども、そこまではということ、そこは今回は、ページの削減も含めてこのようになっていきます。

梶井 この前だって、PFCの数字自体はあの図の下にちょこっと書いてあっただけだからね。それをやったからといって、余り節約にもなっていない。

秋山 まだたくさん論点はあるのでしょけれども、時間が大分過ぎて答えていただいているという状況でございますので、とりあえず研究会のほうはここで終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

富岡町での農業（水田）復興

早稲田大学環境総合研究センター上級研究員 岡田 久典

二〇一四年五月二五日、福島県富岡町で四年ぶりに食用米の田植えが一枚三〇アールの水田四枚で行われた。

品種はコシヒカリ、こがねもち、「天のつぶ」である。

周囲の耕作されていない農地には、剥いだ表土を詰めたフレコンバックの山が広がっている。しかし、この一二〇アールの水田だけはトンボが飛び交い、オタマジャクシが泳いでいる。遠くに見えるのは東京電力福島第二原子力発電所の施設である。

〈東日本大震災の壊滅的な影響〉

二〇一一年三月一日に発生した東日本大震災における一連の深刻な被害は、既に多くの報告がなされておりここでは省略するが、福島県双葉郡富岡町も深刻な被害が発生し、町の存亡の危機が続いていることは周知のとおりである。

地域住民及び各行政等多くの方々の献身的な努力によ

って、復興の努力が続けられ現在も続いているが、とりわけ農業は福島原子力発電所の事故による大量の放射性物質の放出による土壌汚染、津波被害の影響などで回復不可能とも言われる事態に陥った。

豊かな農地に恵まれ、稲作や果樹園芸が盛んであったここ富岡の地は、一瞬にして不毛の地に変わってしまったのである。

富岡町は長らく周辺自治体と同様に厳格な立ち入り制限下にあり、耕作や農地の整備など考える余地もなく、写真に示す様に、雑草が生い茂り、なかにはヤナギなどの灌木に覆われ、土地改良も著しく困難な地域となっていたのである。

また、当然のことながら多くの農業従事者の方々是全国各地に避難せざるを得ない状況で、農業への強い愛着を持ちつつも、困難な避難生活を送り続ける事態となつたのである。

こうしたなか、富岡町ふるさと生産組合（組合長…渡辺康男氏）をはじめ多くの方々が、「すぐには帰町は無理かもしれないが、少しでも土を元に戻したい、農業の



農業復興への小さいが力強い歩み

灯を消してはならない」意識を共有し、当時の遠藤勝也町長他関係者とともに、様々な活動が続けた。その一つが二〇一二年度の総務省緑の分権改革事業（被災地枠）であった。

関係者は、「仮に今後立ち入り制限が解除されても、いったん放射性物質で汚染された地域での農業、特に食用に供する農業は相当な困難が伴う。また、除染事業の進行だけ待っているのでは多くの農民の帰農意識が失われ、豊かな土壌は回復不能となり、結果的に富岡町の産業基盤が失われてしまう」との問題意識から、当時九州大学准教授で植物からバイオエタノールなどを簡易に製造する技術の開発を進めていた原敏夫氏等に依頼し、総務省事業において、こうりゃん、デントコーン等の栽培及びこれらからのバイオエタノール、バイオディーゼル等の生成実験を開始した。

厳格な立ち入り制限下において、防護服着用したうえでこれらの作業は困難を極めたが、生成した植物油への放射性物質の移行は検出されない等（追試は現在も続いているが）、一定の成果を得た。一方で、牛やイノシシ等による農作物の被害は甚大で多くの教訓と貴重なデータを得ることが出来た。

筆者も総務省事業のフォローアップ委員として、事業監督として携わり、農地回復の困難さと、その重要性を



富岡町の農地 雑草に覆われている

強く認識した次第である。

こうした経緯のもと、二〇一三年初頭には、「富岡町アグリ環境協議会（会長・筆者）」が設立された。しか

し、多くの課題が山積する中で、必ずしも農業復興はその時点での浜通り地区における最優先課題ではなく、また諸般の事情から除染事業も予定通り進行しなかったことから、事業継続は困難かと思われた。

こうした中、㈱キリンビールが実施した、東日本大震災で深刻な被害を受けた農業を再生することを目的とした「キリン絆プロジェクト」の支援が決定し、本格的な農業の復興を目的として、バイオエタノールやバイオデューセルの域内動力利用のマーケティング及び（水田を含む）農業実証実験、津波で流された農業機械や施設の復興等が関係省庁各機関の指導・協力のもとに開始された。

〈いよいよ、食用米の生産開始 未来の子供たちに残していくために〉

ある関係者は、「富岡町の田畑もセイダカアワダチソウが一面に生えている。何年もこのような状態が続けば、耕作再開は難しくなる。土を作り、自分たちで工夫を重ねてきたのが農業であり、農民だ。日本の農業は知恵の塊。さまざまな工夫を積み重ねてきた上に今日がある」と語っている。

一三年度は、富岡町内の南側の三〇アールでコメの試験栽培を行った。非食用ということで食用に比べて密植

で栽培した。震災から三年目によく実りの秋を迎えることができた。収穫した一・八トンの米は、エタノール精製などの試験生産に使われ全量廃棄された。生成さ



ふるさと生産組合メンバーと関係者

れたエタノールの検査では放射性物質は基準値以下であった。

今年三月、農水省が発表した作付再開計画により、「農地保全・試験栽培」という区分が新設され、富岡町の大部分が指定され、一部は「作付再開準備区域」となった。同協議会には二〇人の農家に参加しており、さらに周辺の農家を合わせれば五〇人ほどが農業を継続する意思を持ち、食用米の栽培に意欲を示している。もちろん、非食用生産に関する指導・普及・実証事業も継続されている。

この事業に関わってきて、ワンストップで利用できるファンドや相談窓口の必要性を痛感した。今回、キリンの絆プロジェクトで支援いただいている助成金は、農機具、人件費、人材育成費、旅費など、適正な手続きのもとに事業に必要なソフトとハード双方に利用することが可能になっている。

これらの食用米は全量全袋検査を行った上で各種利用を予定している。そして、今年の年末にはいわき市等の仮設住宅で餅つきを行い、富岡町産のコメや餅で関係者で正月を祝う計画だ。各地に離散している協議会の農家及び関係者は今からその日を心待ちにしている。

編集後記

平成二五年度の農業白書では、冒頭、トピックスで昨年一二月にユネスコ無形文化遺産に登録された「和食―日本人の伝統的な食文化」と、安倍農政の核心を成す「四つの改革」が取り上げられている。

国民の食生活が「和食」から急速に遠ざかりつつあるなか、食料や伝統的な食文化の大切さを啓発していくこと自体、意義あることとは思いう。早速、「和食」文化の保護・継承国民会議（企業や団体等で構成される民間の任意団体）が、一月二四日（いいにほんしょく）を「和食」の日として日本記念日協会に申請し、認定されたことがコラムで紹介されている。こうした語呂合わせを基に設定された食品や食文化に関する記念日は、「焼き肉の日」（八月二十九日）、「野菜の日」（八月三十一日）などもあるというが、その効用が如何ほどのものなのかが知りたところ。

一方安倍農政だが、民主党農政との違いを白書を使つてまでピールするかといささか食傷ぎみ。政権により政策の違いを際立たせようとするのは理解したいが、ただでさえ「猫の目」といわれる農政に翻弄されるのはいつも生産者。農政の政策効果の発現に年月が必要なのは衆知のこと、支え手の高齢化でもうその愚を繰り返す時間的余裕はないはずだが…。

ところで、今年は国連が定めた「国際家族農業年」でもある。こちらは語呂合わせでなく、貧困や飢餓の撲滅に向け国際社会が一致して目標成就をめざそうと合意したものの。その背景には、近年の各国政府・企業による外国の農地の買収や長期賃貸契約が増加し、農地を迫られる小規模家族農業者が増え、国際的な社会問題になっていること。また、自由貿易の拡大で国内農業が激しい国際競争に晒され、家族農業経営が急速に減少して地域経済の停滞、農業が持つ環境保全や防災機能の低下等を惹起するなか、小規模な家族農業経営を守るためこれまでの政策の抜本的見直しが必要という共通認識がある。

残念なことに、白書には「国際家族農業年」の記述が見あたらない。安倍農政が強調するのは規模拡大・所得倍増で産業として成り立つ農業、いわば企業型農業の育成で、小規模家族農業を大切にしようという考えはないようだ。

国内に目を向ければ地域経済は疲弊の一途で、日本創世会議によれば高齢化や人口減も加わり二五年後には現在の自治体の半数が消滅するという。高齢・兼業を含む農家に少しでも農業所得を獲得させ、農村定住を維持してもらふことも、農政の大きな課題ではないか。国際家族農業年を定めた国際的な共通認識こそ、今持つべき為政者の認識と思う。

（太田）